

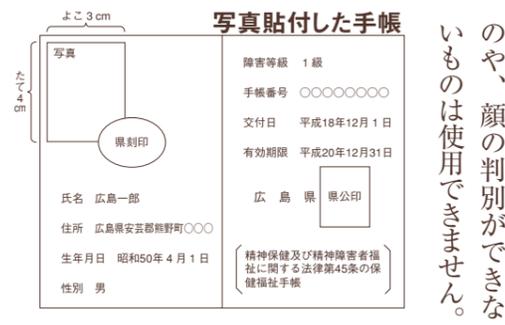
精神障害者保健福祉手帳
様式や添付書類などが
変わりました

10月1日以降に申請された手帳については、写真を貼付することになりました。新規・更新・紛失等再交付の申請の際には必要書類に写真1枚を添付してください。

なお、9月以前に申請された手帳は、有効期限まではそのまま使用できますが、手帳に写真貼付を希望される方は、写真を添えて、再発行の申請をしてください。

提出する写真

- 横3cm×縦4cm
(最近1年以内に撮影されたもの)
 - 脱帽し上半身を写した、無背景のもの
 - 写真用紙のもの
 - 写真裏面に氏名と、手帳をお持ちの方は手帳番号を記載してください。
- ※複数の人が写っているも



のや、顔の判別ができないものは使用できません。

戦傷病者・戦没者等の妻に対する特別給付金が支給されます

対象者

- ①「第18回または第20回戦傷病者等の妻に対する特別給付金」を受給していた場合(時効により失権した場合を含む)
- ②戦傷病者の方が平成8年10月1日に、増加恩給等を受給している妻

10月1日(権利取得日)よつては平成5年4月1日または平成13年4月1日(平成15年3月31日)までに死亡した妻

■新たに戦傷病者の妻となられた場合

平成13年4月2日(平成15年4月1日)の間に、戦傷病者である方が新規に増加恩給等の受給権を取得した妻、または増加恩給等を受給している方と婚姻した妻

問合せ先

控除証明書専用ダイヤル
TEL 0570-009911
期 間
平成19年3月16日
午前9時～午後5時
(平日のみ)

現況届の省略サービス開始!

12月生まれの方から原則不要になります。今年10月から年金を受けている方の現況の確認は、住民基本台帳ネットワークシステムを

問合せ先

ねんきんダイヤル
TEL 0570-071165
問合せ先
住民課 保険年金係
TEL 820-5604
広島南社会保険事務所
TEL 253-7710

また、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による「特別障害給付金」を受けている方は、給付金を受けていることを証する書類の写しにより手帳の申請をすることができるようになりました。

問合せ先
福祉課 社会福祉係
TEL 820-5605
県立総合精神保健福祉センター
TEL 884-1051

！おしえて！

介護保険のしくみ



介護保険に関するよくある質問に対してお答えします。

Q お尋ねします・・・

「(介護予防)小規模多機能型居宅介護」とはどんなサービスですか？

A お答えします・・・

今年4月から、住み慣れた地域で暮らしながら介護サービスを受けられるように創設された、地域密着型サービスのひとつです。「通所サービス」を中心に、心身の状況や希望で随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、介護や日常生活上の支援、機能訓練等を行ないます。

町民が利用できる事業所は、町内に限定されています(現在1事業所を指定)。

また、このサービスを利用される場合は、他のサービス(一部サービスを除く)を利用することができません。

問合せ先 福祉課 高齢者福祉係
TEL 820-5605

子育て支援センターエンゼル通信

●子育て支援センターの主な予定

実施日	開始時間	行事(講師・敬称略)
13日(水)	9:30	ふわふわベビー【2歳までの子どもとその保護者対象】
15日(金)	9:30	わくわくキッズ【2歳以上の子どもとその保護者対象】
19日(火)	10:30	子育て懇談会(金澤綾子)
22日(金)	10:30	親子の関り懇談会(福田宏子)
1月5日(金)	9:30	個別相談 ※要予約
毎週木曜日	9:30	個別相談 ※要予約

●パステルルーム

「パステルルーム」は地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などをしています。

実施日	開始時間	場 所
14日(木) 第2木曜	9:30	東 公 民 館
21日(木) 第3木曜		中央ふれあい館

●おひさまルーム

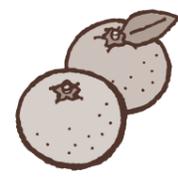
上記以外の日程 9:30~11:30
親子がゆったり遊べる場です。子どもと一緒におもちゃで遊びながら、子育てのことなど、一緒にお話しましょう。ふれあい遊びや絵本の読み聞かせなど、楽しい遊びも紹介します。3ヵ月の赤ちゃんから参加できます。

子どもを持つ保護者の方を支える場です。育児相談や親子の遊びなどを通して、楽しく育児ができるように応援しています。孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんも気軽にお越しください。

三世代交流「クリスマス会」
西部地域健康センターの生きがいデイサービスに来られている方との交流イベントです。三世代が集う、温かく楽しい交流のひとつを一緒に過ごしませんか?
と き 12月20日(水) 10:30~11:15
参加費 無料(予約不要)

- ・毎週木曜日は予約による個別相談の日です。子育て支援センター内での遊びはありません。
- ・行事はいずれも11:30に終了予定です。
- ・3ヵ月以下のお子さまは、午前中の行事への参加はご遠慮ください。(個別相談には応じます。)
- ・毎月の予定表は、子育て支援センターに置いてあります。お気軽にお問い合わせください。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター
：熊野町貴船99 西部地域健康センター内
TEL 820-5502 FAX 820-5504
開設日時(※年末年始、祝日を除く)
月～金曜日 9:30～17:00
(子育て相談(要予約)月～金曜日 13:00～17:00)



国民年金保険料の控除証明書が送付されます

所得税法の改正により、国民年金保険料を社会保険料控除とする場合は、1年間に納付した額を証明する書類の添付が義務化されました。これにより社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(ハガキ)が11月または翌年2月に送付されます。年末調整や確定申告には、

くわしい年金知識

ごぞんじですか?

12月10日～16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深め、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、今年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」

(生涯学習課)